

## 十日町情報館雑誌スポンサー制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、十日町情報館雑誌スポンサー制度(以下「スポンサー制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、十日町情報館(以下「情報館」という。)の新たな図書館資料を確保し、もって市民の図書館利用のサービス向上を図る。

### (雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者(以下「広告主」という。)が市へ提供する雑誌の最新号のカバー及び雑誌架等に広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する。

### (広告主及び広告の対象)

第4条 広告主は、企業・商店・団体等(個人は除く)で、十日町市広告掲載事業取扱要綱に係る運用基準(以下「広告掲載基準」という。)第1条に該当する規制業種又は事業者に係る広告は掲載しない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、十日町市広告掲載事業取扱要綱(以下「広告掲載要綱」という。)第2条各号及び市の広告掲載基準第1条に該当するものは対象としない。

### (広告掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は、情報館が掲出を決定した月の翌月から翌年の3月31日までとする。ただし、掲出の決定が1月から3月になる見込みのときは、広告主との協議により雑誌の提供を含め、新年度の4月1日からとする。

2 広告を表示する雑誌は、契約期間内の発行雑誌とし、表示の開始は支払確認後とする。

3 広告の掲出期間満了の2か月前までに、広告主から雑誌の提供中止届(様式第5号)の提出がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とする。この場合において、更新後の広告の掲出期間は、翌年の3月31日までとする。

(雑誌スポンサーの申込)

第6条 広告主になろうとする者は、情報館が指定する雑誌のうちから提供しようとする雑誌を選定し、雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、情報館長(以下「館長」という。)に申し込むものとする。

(1) 広告主になろうとする者の概要が分かる書類

(2) 掲示しようとする広告の図案及び原稿

2 広告主になろうとする者が、情報館指定以外の雑誌の提供を希望する場合は、館長が図書館資料として適当と認めたものに限り提供が可能となる。

3 提供先図書館への同一の雑誌に複数の申込があった場合は、先着順とする。

4 その他雑誌スポンサーの募集に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(広告の規格・表示・設置方法及び提供先図書館)

第7条 提供雑誌の広告は、広告主が作成し、情報館が表示及び設置する。サイズと位置、設置方法については、次のとおりとする。

(1) 雑誌カバー表(スポンサー名)―縦6cm、横15cm以内とし、添付位置は中央より下部

(2) 雑誌カバー内側片面(スポンサーの広告)―雑誌カバーに収まるサイズ

(3) 雑誌架(スポンサーの広告)―A5版横以内とし、添付位置は雑誌配架場所の中央部

(4) 雑誌架上(スポンサーの広告)―A4版縦以内片面とし、ポップスタンドにて設置

2 提供雑誌を配置する図書館は、情報館及び各分室とし、雑誌スポンサー申込者が選択する。雑誌の配架位置については、各図書館が決定する。

(広告主の選定及び広告の内容確認)

第8条 館長は、広告主を選定するとともに、市の広告掲載基準に基づいて、広告ごとに内容を確認し、その上で修正または削除等が必要な場合は、広告主に依頼するものとする。

(広告主の決定等)

第9条 館長は、雑誌スポンサーの申込みがあった場合は、市の広告掲載要綱及び広告掲載基準に基づき、雑誌スポンサー及び広告の内容を審査し、その結果を雑誌スポンサー申込結果通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

2 館長は、雑誌スポンサーに決定した広告主と、契約書(様式第3号)により契約を締結するものとする。

(提供雑誌購入代金の支払い等)

第 10 条 広告主は、雑誌の代金を情報館が指定する納入業者に直接支払うものとする。

広告主は、納入業者から請求を受けたら、指定された期日までに支払うものとする。

2 前項の支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は年度末に精算するものとする。ただし、広告主と納入業者が協議の上、その他の支払い方法で合意した場合は、この限りではない。

3 振込手数料は、広告主の負担とする。

4 広告主が提供する雑誌が休刊または廃刊した場合は、情報館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(広告内容の変更)

第 11 条 館長は、広告主から雑誌に掲載した広告内容の変更届（様式第 4 号）が提出されたときは、広告掲載の可否を審査し、申込者に通知する。

(雑誌の提供中止)

第 12 条 館長は、広告主から雑誌の提供中止届（様式第 5 号）が提出されたとき及び広告主が市の広告掲載基準第 1 条のいずれかに該当することが明らかとなったときは、雑誌スポンサー取消通知書（様式第 6 号）により、広告主に通知するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。